

「市貝町子ども・子育て支援事業計画」自己点検表（PDCAサイクル表）

第2節 地域子ども・子育て支援事業に関する計画

施策展開・具体的施策（P）	計画実施状況（D）	計画達成評価（C）	今後の取組み・改善事項等（A）
<p>（1）利用者支援に関する事業</p> <p>子育て中の親子や妊婦などが教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう身近な場所で情報提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う。</p>	<p>こども未来課に相談窓口を設置し、子育て支援事業についての情報提供や関係機関との連絡調整を行っている。</p> <p>また、平成29年度から健康福祉課に子育て世代包括支援センターを設置し、兼任の保健師を配置している。妊娠期から母親のメンタル面や養育環境の把握に努め、必要に応じた支援を実施している。</p>	3	<p>必要時は医療機関や要対協等への情報提供を行い、他職種との連携を図りつつ対象者の支援を行っていく。今後必要と思われる産後ケア事業の検討を行う必要がある。</p>
<p>（2）時間外保育事業（延長保育）</p> <p>保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間等の確保ため、保育所及び認定こども園等において通常の利用時間を超えて保育を行う。</p>	<p>計画どおり事業を実施しており、平成29年度12月末までの実績では、町内すべての施設で事業を実施しており、延べ3,412人の児童が利用している。</p>	3	<p>保護者等の就労形態の多様化に伴い、延長保育事業に対するニーズは高いため、事業を継続的に行えるよう、保育施設に対し財政的な支援を行うなど事業を推進する。</p>
<p>（3）子育て短期支援事業</p> <p>保護者の病気などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行う。</p>	<p>少ないニーズに対してもきめ細かく対応するため、予算措置はしているものの現在までに利用希望者はいない状況。</p>	2	<p>利用者支援事業を活用し、アウトリーチを行うとともに、今後も継続的に制度の周知を図っていく。</p>
<p>（4）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）</p> <p>乳児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、地域の子育て関連情報の提供、助言、講習等の援助を行う。</p>	<p>市塙保育所内において、「子育て支援センター こあらぐみ」を設置しており、平成29年度12月末までの実績では、親子合わせて延べ1,539人が利用している。また、月の活動計画などを町ホームページに掲載するなど周知を図っている。</p>	2	<p>各種イベントの更なる充実を図るとともに、町ホームページ等を活用し周知に努め利用促進を図る。</p> <p>また、子育て支援センターは、現在1カ所であるため、利用希望者のニーズの把握に努め、誰もが利用しやすい施設のあり方について検討を進める。</p>

「市貝町子ども・子育て支援事業計画」自己点検表（PDCAサイクル表）

第2節 地域子ども・子育て支援事業に関する計画

施策展開・具体的施策（P）	計画実施状況（D）	計画達成評価（C）	今後の取組み・改善事項等（A）
<p>（5）一時預かり事業</p> <p>保護者の病気や冠婚葬祭など一時的に家庭で保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的、身体的負担を軽減する必要がある場合等に、保育所などで子どもを一時的に預かる。</p>	<p>町内の各保育施設において、事業を実施しており、平成29年度12月末までの実績では、保育所や幼稚園などに在籍していない児童分で延べ219人の利用があり、認定こども園等に在籍する教育認定児童分で延べ883人の利用実績となっている。</p>	2	<p>利用者支援事業や乳幼児健康診査等のタイミングを利用し、事業の周知に努め、利用促進を図る。</p> <p>また、保護者のニーズに対応できるよう、受け入れ体制の強化を図る。</p>
<p>（6）病児・病後児保育事業</p> <p>児童が発熱等で急に病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う。</p>	<p>病児保育事業については、宇都宮市との協定により、済生会宇都宮病院病児保育施設を広域利用できる体制を整えているものの、これまでに利用実績がない状況となっている。</p>	2	<p>今後は、芳賀町の病後児保育施設の広域利用に向け、協議を行っていく。</p> <p>また、小児科病院の誘致に向けた検討と合わせて、病児保育事業に対する需要を調査するなど、病児保育施設の整備について検討を進める。</p>
<p>（7）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</p> <p>保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して放課後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び場や生活の場を与え、健全な育成を図る。</p>	<p>計画どおり、町内の各小学校区において、放課後児童クラブを設置し、児童の放課後の居場所づくりに努めている。</p> <p>平成29年12月末現在、各小学校区に合計5つのクラブがあり、合計200人の児童が利用している状況となっている。</p>	2	<p>保護者の家族形態や就労形態の多様化に伴い、事業に対するニーズが高まっており、学童保育事業を実施する場所の確保が喫緊の課題となっているため、施設整備を進めている。</p>
<p>（8）ファミリーサポートセンター事業</p> <p>育児の支援を受けたい人（利用会員）と育児の支援が行える人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を図り、放課後の一時預かりや緊急時の一時預かり等を行う。</p>	<p>平成28年9月に市貝町ファミリーサポートセンターを設立し、会員の募集を始めている。平成29年12月末現在、23名の会員登録があり、相互援助活動を行っている。</p>	2	<p>対象者を意識した事業の周知に努めるとともに、提供会員を対象とした養成講座を充実させ、安心して子どもを預けることができる体制の整備を図る。</p>
<p>（9）妊婦健康診査</p> <p>妊婦の健康の保持及び増進を図るため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う。</p>	<p>妊娠届出書を出した者に対し、妊婦健診14回分の助成券を配布。配布者は68名（平成30年1月現在）。また、妊娠届出時の週数をみると、妊娠初期の者がほとんどであり、未妊健で飛びこみ出産も居ない状況である。</p>	3	<p>産後健診費用助成事業及びエジンバラ産後うつ検査の導入について検討予定。</p>

「市貝町子ども・子育て支援事業計画」自己点検表（PDCAサイクル表）

第2節 地域子ども・子育て支援事業に関する計画

施策展開・具体的施策（P）	計画実施状況（D）	計画達成評価（C）	今後の取組み・改善事項等（A）
<p>(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）</p> <p>生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を保健師、助産師などが直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、各家庭の養育環境を把握し、継続的な支援が必要と判断された家庭については、養育支援訪問事業による支援につなげる。</p>	<p>第1子は、助産師・保健師、第2子以降は保健師・主任児童委員が訪問を実施。訪問時に児および母親とその家族の状態把握、育児相談に加え、子育て支援センター、保健センターでの健康相談、各種乳幼児教室について情報提供している。また育児不安が強い保護者、児の体重の増えが悪い場合等は引き続き訪問、電話、乳幼児健診でフォローを行っている。</p>	3	<p>今後も、訪問時の状況について、助産師、保健師、主任児童員間で情報共有を密にし、育児に対する不安軽減に努めていく。また、訪問状況をアセスメントし、状況に応じて養育支援事業につなげ、主任児童員やこども未来課と連携し支援にあたっていく。</p>
<p>(11) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</p> <p>子育てに対する不安や孤立感を抱える家族や、様々な原因で養育支援が必要となってくる家庭を訪問し、個々の家庭が抱える養育上の問題の解決、軽減を図る。</p>	<p>子どもの養育支援を必要とする家庭を保健師等が訪問し、助言・指導を行っている。</p> <p>また、民生委員と学校との懇談会等とおし、お互いの連携を図っている。</p>	2	<ul style="list-style-type: none"> ・担当地区の民生委員との連携を強め、見守り体制の強化に努める。 ・必要に応じて、基本的な生活習慣の助言や育児不安の傾聴を行い保護者への支援を行って行くことで虐待の防止にもつなげていく。 ・平成29年度からは、総合相談支援センターにスクールソーシャルワーカーを配置し、子ども及びその保護者への相談や支援を行っている。
<p>(12) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</p> <p>幼稚園や保育等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した保育所等の施設の設置又は運営を促進する。</p> <p>新規事業のため、国の動向などを踏まえ事業の実施について検討する。</p>	<p>実施していない</p>	1	<p>事業実施の必要性について、引き続き検討を進める。</p>

「市貝町子ども・子育て支援事業計画」自己点検表（PDCAサイクル表）

第2節 地域子ども・子育て支援事業に関する計画

施策展開・具体的施策（P）	計画実施状況（D）	計画達成評価（C）	今後の取組み・改善事項等（A）
<p>（13）実費徴収に係る補足給付を行う事業</p> <p>保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品・文房具等の物品の購入に必要な費用や、行事への参加に必要な費用等の上乗せ徴収を行う場合、保護者世帯の所得の状況に応じて、その費用を助成する。</p> <p>新規事業のため、国の動向などを踏まえ事業の実施について検討する。</p>	<p>実施していない</p>	<p>1</p>	<p>事業実施の必要性について、引き続き検討を進める。</p>